

農林水産省 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	権限支庁等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解
	区分	分野												
73	地方に対する規制緩和	02 農業・農地	農山漁村振興交付金の関係調査等	農山漁村振興交付金のうち、国が都道府県予算を経由せず、市町村や民間事業者等の事業を直接補助するものについては、その要量調査等も、県を経由せず、国が直接実施するよう求める。	農山漁村振興交付金のうち、国が直接補助する事業に係る要量調査や整備した施設の利用実態調査については、実施要領や交付要綱等に都道府県を経由する旨の記載がないも関わらず、運用として国から都道府県に調査依頼がきている。交付金を申請するために必要な農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第5条に基づき活性化計画の策定等は県を経由していないため、都道府県では事業の詳細を把握していない。要量調査等に関する市町村からの問合せに不明点がある際は国に問合せをされており、業務が煩雑となっている。	調査に係る事務の執行が都道府県を経由せず可能となり、都道府県においては事務負担の軽減が図られる。市町村においては、国への直接の問合せが可能となり、事務の迅速化・効率化が図られる。	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律、農山漁村振興交付金交付等要綱	農林水産省	岡山県、宮城県、中国地方知事会			長野県、高知県、鳥取県、徳島県、大分県	〇国が直接交付している事業について、事業計画の調整と取りまとめ報告の依頼もあった。交付事業に関する要量調査等、市町村からの申請を受理した後に必要な調査については、国から市町村に直接問い合わせることを徹底する。事業実施前の要量調査は、次年度の予算要求の基礎資料となるため、これまで通り都道府県から市町村に調査の周知をお願いしたが、調査の回数・方法等により都道府県の負担軽減に努めてまいりたい。事業実施に際して市町村に直接支援できる農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション等整備事業【定住促進対策型・交流対策型】)について、申請後は都道府県を経由せず資料等を国と市町村でやり取りしているケースもあるため、施設の利用実態調査等、市町村からの申請を受理した後に必要な調査については、国と申請市町村で直接照会、やり取り等を行うことを徹底する。 なお、次年度に向けた要量調査は、次年度の予算要求の基礎資料として利用しており、悉皆的に市町村の要望を把握する必要がある。今後、市町村に要望がある場合、農林水産省のホームページにアクセスし、直接アンケートフォームに記入いただく方式に変更する。都道府県においては、引き続き要量調査の管内市町村への周知について、ご協力をお願いしたい。ただし、(1)これまで複数回実施していた回数を見直し必要最小限とする。(2)調査内容等の照会を農林水産省に直接行ってもらうよう明示する、といったことを実施し、都道府県の負担軽減に努めてまいりたい。	第1次回答で示された事務負担軽減の早期実現に向け、検討をお願いしたい。また、要量調査のアンケート方式への変更については賛同するが、市町村事務の負担増とならないようにするとともに、アンケート結果や施設の利用実績等の情報提供をお願いしたい。なお、第1次回答で記載のあった、要量調査の市町村への周知については協力する考えであるが、複数ある事業メニューについて一括して調査依頼するなど、都道府県の事務負担軽減に配慮したい。
125	地方に対する規制緩和	11 その他	林地台帳の作成・更新に関する事務	森林法第191条の4に基づく林地台帳の作成・更新事務において、対象となる森林所有者の氏名及び住所等を特定するために、森林法第191条の4に基づく林地台帳を基礎データとして活用している。現在、当市における林地台帳の作成・更新は、法務局から提供された不動産登記簿情報や登記簿通知書情報、課税部局から提供された固定資産課税台帳等の情報をもとに行っている。しかしながら、課税されていない山林は、固定資産課税台帳では正確に確認できない場合があり、依然として戸籍謄本や住民票等の公用請求により、森林所有者の氏名及び現住所を特定し、林地台帳を更新している。また、森林所有者が転出をしている場合は、現住所を特定するまでにさらなる調査を行う必要がある。さらに、森林所有者が死亡している場合は、戸籍謄本、除籍謄本等を当該対象市区町村に対して公用請求を行い、法定相続人を調査する必要があるが、林地台帳の更新に多くの業務時間と費用を要している。当市においても特に事務負担の大きい市外への郵送請求は毎年度150～200件程度行っており、法定相続人が何代にもわたる場合や転籍等を繰り返すなど調査が長期化し、法定相続人全員の現住所の特定に8カ月を要した事例もある。加えて、森林所有者特定のための公用請求に係る業務は、今後、全国的にもさらに増大していくことから、公用請求を受ける各市区町村の戸籍・住民担当課では、多大な事務量が過重な負担となる懸念がある。なお、都道府県においても県有林を所管していることから、所有者の特定において、同様の支障が生じている。	森林所有者を特定する際の住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とすることで、森林所有者の本人確認情報(生存状況や現住所)を即時に確認し、公用請求に係る事務の効率化、省力化が図られ、速やかな林地台帳の更新につながる。併せて、公用請求に係る請求額、請求を受け側の双方の自治体の事務負担も大幅に軽減され行政の合理化に資する。	住民基本台帳法第30の9、第30条の10、第30条の11、第30条の12、第30条の15、住民基本台帳法別表第一から第六までの総務省令で定める事務を定める省令第2条、第3条、第4条、第5条、森林法第10条の7の2、第191条の4、第191条の5	総務省、農林水産省	福井市、福井県		花巻市、秋田県、浪川市、新潟県、金沢市、長野県、可児市、下谷町、滋賀県、枚方市、広島市、熊本市	〇林地台帳の更新を登記情報等の照会により行っている。森林経営管理法に基づく意向調査や集積計画作成に当たって、林地台帳、登記情報により所有者調査を行っているが、数世代にわたって相続登記が行われていないため、公用請求により戸籍及び住民票を請求している。令和3年度の公用請求の実績は1127件に上っている。 〇当県においても、林地台帳更新のために各市町村が多大な労力を費やしており、業務の効率化を図ることは非常に重要である。	所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務について調査を行ったところであり、その調査結果も踏まえつつ、ご提案の内容も含めた住民基本台帳ネットワークシステムの活用について、必要な対応を検討することとしたい。	第1次回答において、「必要な対応を検討することとしたい」とされているが林地台帳の作成・更新に関する事務の住民基本台帳ネットワークシステムの活用を含め、幅広く住民基本台帳ネットワークシステムの活用を可能とする方向で検討すると理解してよいか。 また、その場合、具体的に住民基本台帳ネットワークシステムの活用範囲や今後のスケジュールについてご検討いただきたい。本提案内容や所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務についての調査結果等を踏まえた上で、林地台帳の作成・更新に関する事務の住民基本台帳ネットワークシステムの活用を含む幅広い事例において住民基本台帳ネットワークシステムの活用を促進していただきたい。加えて、地方公共団体等の事務負担の軽減や事務の迅速化及び住民サービスの向上に資するため、住民基本台帳ネットワークシステムの活用範囲の拡大を行うよう検討を進めていただきたい。	

農林水産省 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月29日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 事業実施主体が民間事業者であっても市町村が活性化計画を作成する必要があるため、県と情報を共有するために県を経由した要望量調査は一定の意義があるとの意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。</p>		<p>施設の利用実績調査等、市町村からの申請を受理した後に必要となる調査については、令和5年度5月頃に予定している次回調査から、計画主体が市町村である場合は国から市町村に直接調査依頼を行うことを徹底する。</p> <p>事業実施前の要望量調査については、令和5年度4月頃に予定している次回調査から、農林水産省ホームページ内アンケートフォームのリンク先を記載した事務連絡を国から都道府県に対し発出する方法とし、都道府県においては、管内市町村への周知をお願いしたい。</p> <p>施設の利用実績調査等及び要望量調査の結果の概要については、関係する都道府県に情報共有を図ることとした。</p>	<p>5【農林水産省】(17)農山漁村基盤交付金 農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション等整備事業のうち定住促進対策型及び交流対策型)に関する調査等については、都道府県の事務負担を軽減するため、令和5年度実施予定の調査から、当該交付金を国が市町村に直接交付する事業に係る調査は都道府県を経由せず国が直接実施するなど、運用の改善を図る。</p>	通知等	<p>・令和5年4月11日</p> <p>・令和5年6月14日</p>	<p>・要望量調査について、国(地方創成経路)で、農林水産省ホームページ内アンケートフォームのリンク先を記載した事務連絡を令和5年4月11日に発出した。国が要望団体からアンケートフォームを通して直接届出を受け、都道府県に対してはその結果を情報共有した。</p> <p>・施設の利用実績調査(評価期間中の事業活用活性化計画目標の達成状況等調査に名称変更)について、国から計画主体となる市町村に直接依頼を行う形で事務連絡を令和5年6月14日に発出した。</p>	<p>・施設の利用実績調査の結果がとりまとまり次第、関係する都道府県に対して情報共有を行う。</p> <p>・令和6年度以降の同様の調査についても左記運用を徹底する。</p>
<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>	<p>第1次ヒアリングにおいて、提案を実現する方向で検討する旨の説明があったが、多くの共同提案団体及び追加共同提案団体から支障事例が示されており、地方公共団体等の事務負担の軽減や事務の迅速化及び住民サービスの向上に資するためにも、住基ネットの利用範囲の拡大を幅広く行うよう、速やかに検討を進めていただきたい。</p>	<p>森林法に基づく林地台帳作成・更新事務について、住民基本台帳ネットワークシステムを利用可能とするための必要な措置を講ずることとした。</p> <p>加えて、所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務について、関係府省に調査及びヒアリングを行ったところであり、事務の内容を精査した上で、住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲を拡大することについて検討し、必要な措置を講ずることとした。</p>	<p>6【総務省(16)(ⅱ)】【法務省(9)】【農林水産省(7)】【国土交通省(20)】 住民基本台帳法(昭42法81)以下に掲げる場合など、所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることができるものとする。</p> <p>・森林法(昭26法249)に基づき、市町村が林地台帳の作成に関する事務を処理する場合</p> <p>・農地法(昭27法229)に基づき、農業委員会が利用意向調査又は農地台帳の作成に関する事務を処理する場合及び市町村長が遊休農地に係る措置命令に関する事務を処理する場合</p> <p>・不動産登記法(平16法123)に基づき、登記官が地図作成事業に関する事務を処理する場合、登記官が職権で行方表示登記に関する事務を処理する場合及び法務局又は地方方法務局の長が筆界特定制度に関する事務を処理する場合</p> <p>・農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101)に基づき、農業委員会が不通知共有者の探索に関する事務を処理する場合</p> <p>・森林経営管理法(平30法35)に基づき、市町村が経営管理権集積計画の作成、経営管理意向調査、不明森林共有者の探索、不明森林所有者の探索及び災害等防止措置命令に関する事務を処理する場合</p> <p>・所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平30法49)に基づき、国の機関又は都道府県知事若しくは市町村長が土地所有者等探索に関する事務を処理する場合及び登記官が長期相続登記等未了土地の所有権の登記名義人になり得る者の探索に関する事務を処理する場合</p> <p>・表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律(令元法15)に基づき、登記官が表題部所有者不明土地の所有者等の探索に関する事務を処理する場合</p>	法律	令和5年中	<p>所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務について、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とする、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和5年法律第59号)が成立した。</p>	<p>左記法律による住民基本台帳法の改正を踏まえ、関係省令の整備等、必要な対応を行う。</p>	

整理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	規程法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	追加団体名	追加支援事例	各府省からの第1次回答	
	区分	分野											各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解
136	B	地方に対する規制緩和	02 農業・農地	酪農・肉用牛生産近代化都道府県計画における負担軽減のため、他の上位計画等での代替を可とすることを求める。	当県においては、「2025当県農林水産アクションプログラム」をはじめとして、毎年、和牛の生産から販売の取組方針や酪農経営の強化等の方針を定め、関係機関と共有しており、内容が重複するため必要ないと考え、(肉用牛生産の近代化に関する方針、肉用牛の飼養頭数の目標、肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項、国産飼料基盤の強化に関する事項の一部が重複記載)	地方自治体の業務効率化	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の3	農林水産省	広島県、宮城県、広島市、全国知事会		長野県、京都府、沖縄県	○当県においては、10年おきに策定する「沖繩21世紀ビジョン」により家畜頭数や飼料生産の目標値を設定しているため、業務内容が重複している。	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に定める都道府県計画の策定は、酪農及び肉用牛生産の健全な発達等を図り、牛乳、乳製品及び牛肉の安定的な供給に資することを目的としている。このため、都道府県計画の策定に際しては、これまで同様、国が定める基本方針の内容との調和を図りつつ、法第2条の3第2項に規定する項目(※)を記載することが必要となる。一方、上記の記載項目を満たすものであれば必ずしも画一的な様式に沿った計画を求めないことから、次期の都道府県計画の策定にあわせて、その様式等を定めている「酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領」について、記載項目を満たすものであれば各県の既存計画の活用を可能とすることについての見直しを検討する。 (※)法第2条の3第2項に規定する項目 一 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標 二 その区域又はその区域を分けて定める区域ごとの自然的・経済的・社会的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標 三 酪農経営及び肉用牛経営における乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項 四 飼料の自給度の向上に関する事項 五 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項	法第2条の3第2項に規定する項目の記載は、酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領(以下「要領」)第1の2(以下様式)が定められている。様式は、それぞれの項目に係る現状値と目標値の記入を求めるものが多く、中には統計値が無く、現状値を把握するために、乳業メーカー、家畜市場及び食肉市場に対して調査を行うなど、計画作成に係る負担の多い項目も含まれている。計画の記載内容及び策定手続の簡素化につながるよう、各県の既存計画の活用を可能とすることについての見直しと同時に、計画に定める事項が最小限となるよう御配慮いただきたい。
155	B	地方に対する規制緩和	01 土地利用(農地除く)	間伐及び伐採後の造林の届出書(以下「伐採届」という。)の提出が不要となる場合を定める森林法第10条の8第1項各号に、間伐する場合及び電力送電施設の保守に係る線下伐採を不要とする見直し	伐採届の提出は無計画な伐採を防ぎ森林を保全することを目的としているところ、間伐は森林の成長を促進させるものであって過剰な伐採を伴うものではないから、間伐の場合には伐採届の提出を求める必要はないものと考えられる。また、当市では間伐の状況は森林整備事業補助金の申請を通じて把握することができる。それにもかかわらず、当市においては、令和2年度の伐採届の届出件数335件のうち、間伐に係るものが約4割に当たる144件を占め、森林所有者及び市町村双方によって事務負担となっている。また、電力送電施設の保守に係る線下伐採については、電気事業者は、電気事業法第61条に基づく許可申請ではなく、森林法第10条の8第1項に基づく伐採届を提出して線下伐採を実施している例が多いと認識している。この場合、線下伐採の目的はファイアラインの確保である森林整備とは異なるにもかかわらず、電気事業者に対して伐採後の造林の計画を求めることになる。当市においては、令和2年度の伐採届の届出件数335件のうち、間伐に係るものが約4割に当たる144件を占め、森林所有者及び市町村双方によって事務負担となっている。当市における受付事務において、1件当たりの作業時間は、間伐の場合は約2時間、線下伐採の場合は約1時間30分を要する。ただし、届出地番数や保安林照会数に応じて時間が増加する。	森林所有者、電気事業者及び市町村における伐採届に係る作成業務や受付処理などの事務負担が軽減される。	森林法第10条の8第1項、森林法施行規則第14条、電気事業法第61条	農林水産省	豊田市		札幌市、花巻市、那珂市、金沢市、福井市、可児市、四日市市、広島市、熊本市	○当市においては、電力送電施設の保守に係る線下伐採について、電気事業者は、電気事業法第61条に基づく許可申請ではなく、森林法第10条の8第1項に基づく伐採届を提出して線下伐採を実施している。 線下伐採は、電気事業法第39条第1項に定める電気設備に関する技術基準を定める省令第29条において、送電線と植物の最短距離を確保しなければならないという義務に基づいて行われるものであり、適正な森林整備を確保するためのものではない。また、伐採後の造林の計画において人工造林または天然更新を実施しても、保守のため定期的に伐採を繰り返すこととなり、森林整備とは異なる考えである。 ○伐採届の届出は無計画な伐採を防ぎ森林を保全することを目的としているところである。電気事業者は、電力送電施設の保守に係る樹木の伐採として、電気事業法第61条に基づく許可申請ではなく、森林法第10条の8第1項に基づく伐採届を提出して線下伐採及び保安伐採を実施している。線下伐採及び保安伐採の目的はファイアラインの確保である森林整備とは異なるにもかかわらず、電気事業者に対して伐採後の造林の計画を求めることになる。当市における線下伐採及び保安伐採の状況は令和3年度の伐採届の届出件数50件のうち、約6割に当たる30件を占め、当市及び電気事業者によって事務負担となっている。 ○当県においても、線下伐採における伐採届は、県内14市町で250件を超える年もあり、制度が改正されれば事務負担軽減が期待される。 ○当市は、市内の民有林における林業がなく、森林組合もない状況であるため、令和3年度の伐採の実績は、森林経営管理制度の運用により当市が行う民有林整備の他、他市町村の森林組合が県の補助を受けて当市の森林で実施した間伐(令和3年度のみ)の3件のみである。しかし、電力送電施設の保守に係る線下伐採による伐採届は、当市に提出された伐採届全体の約5割(令和3年度伐採届34件のうち18件)を占めており、事務負担となっている。 ○電力送電施設の保守を目的とした線下伐採に係る伐採届については、主伐または間伐とらで扱うのか、伐採後の造林は必要とするのか等、市町村によりその取扱いが異なることから、届出事業者との調整に苦慮していることについて、市町村より相談を受けている。電力送電施設の管理にあたり、全国的に同じ伐採方法が取られているなら、国により画一的な伐採届の取扱いを定める必要があると考える。	間伐については、伐採する場合は、伐採届が不要(森林法第10条の8第1項第10号)となっているが、伐採は「種数以外の異種を伐採すること(異種競争の緩和)、間伐は「種数木と同種を伐採すること(種内競争の緩和)とあって、どちらも森林の適切な成長を促す目的で行うものであることには変わりないから、間伐の場合も伐採届の提出は不要であると考えられる。また、送配電事業者が実施する電力送電施設の保守に係る線下伐採について、市町村の長として周辺地域への影響や災害発生等の危険等を確認することは至極当然であるが、送電線に沿って帯状に必要最小限の伐採が行われるものであり、土地の形勢変更に伴わず(伐採後の造林(主に天然更新)も行われる)ため、森林の有する多面的機能の発揮に支障をきたすとは考えにくい。国民の生活に必要な十分なファイアライン維持であるという明確な伐採目的を有していることから、森林整備における基本的事項を示した市町村森林整備計画に適合しているか確認する必要がある。いずれの場合も、森林法施行規則第9条第1項の規定により、特定の期間(伐採を開始する日)から30日までの間で届出ができないため、届出件数の多い森林所有者及び電気事業者においては、届出機会の調整や資料作成等が事務負担となっている。こうした調整が解決するよう、間伐及び線下伐採の場合の伐採届の提出を不要とすることを基本として、事務負担の軽減について検討を求める。	
167	B	地方に対する規制緩和	02 農業・農地	酪農・肉用牛生産近代化都道府県計画の記載内容及び策定手続の簡素化	〔現状〕酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(以下、法律)に基づき、概ね5年ごとに農林水産大臣が「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」(以下、基本方針)を策定し、都道府県は基本方針に調和することを条件に「酪農肉用牛生産近代化都道府県計画」を策定することができる(任意)。都道府県計画及び市町村計画の内容については、法律で記載すべき事項が規定されているほか、酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領で詳細な様式が定められている。 〔支障〕法律では「作成することができる。」とされているが、実質的には補助事業等の要件にのみ基づき作成が認められている。要領で規定されている様式(様式1)は、項目が表で細かく全面的に設定されており、特に「近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標」等は目標を策定するため、酪農、肉用牛、飼料の項目に分かれ担当毎に技術センターとも連携を取りながら現状分析を踏まえ作成している。また、作成した計画を検討委員会等で審議するなど、当該年度を通じてこの計画を策定するため多大な努力と時間を要している。計画を策定するに当たり、都道府県知事は農林水産大臣、市町村長は都道府県知事との協議が必須となっている。都道府県においては画一的な基本方針や、特に市町村計画との調和や内容の精査について、市町村担当者や県の出身機関である県民局職員(農林振興事務所、農業改良普及センター)を対象とした説明会の開催や内容の調整等を行っており、県庁職員だけでなく関係する県民局職員(農林振興事務所)も各、多くの担当者の多大な努力と時間を要している。	記載内容の簡素化及び農林水産大臣との協議を省略することで計画策定に伴う負担軽減が図られる。	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の3、第2条の4、酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領(平成27年5月13日27生畜第180号)	農林水産省	兵庫県、滋賀県、京都府、堺市、神戸市、明石市、洲本市、三田市、たつの市、新通安町、和歌山県、徳島県、関西広域連合	高知県、白鹿町、長野県、鳥取県、山口県、熊本県、沖縄県	○当県においては、10年おきに策定する「沖繩21世紀ビジョン」により家畜頭数や飼料生産の目標値を設定しているため、業務内容が重複している。 ○当県では、類似した計画書の作成は必要ないと考えられる。また、作成義務のある計画でなく、類似した県計画は関係者等で協議して策定しているものであることから、策定時に必要な協議を国への報告とすることで負担軽減にも繋がる。	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に定める都道府県計画等の策定は、酪農及び肉用牛生産の健全な発達等を図り、牛乳、乳製品及び牛肉の安定的な供給に資することを目的としている。このため、都道府県計画等の策定に際しては、これまで同様、国が定める基本方針の内容との調和を図りつつ、法第2条の3第2項に規定する項目(管理番号136参照)等を記載することが必要となる。一方、上記の記載項目を満たすものであれば必ずしも画一的な様式に沿った計画を求めないものではない。また、次期の都道府県計画等の策定にあわせて、その様式等を定めている「酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領」について、記載に係る項目を除き、現在の様式を参考様式例として置き、記載項目を満たす限りは地域の実情に合わせた様式での作成を可能とすることについて見直しを検討する。 農林水産大臣への協議については、地域の自主性及び自立性を高めるために、平成23年の法律改正において、協議事項を計画全般から全国的な供給の安定に関わる「生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標」のみに限定したところ、「生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標」が全国的に常態化に関わることについては、現時点でも状況が変わっており、報告という事後的な措置では、畜産物の供給の総量的な管理が行えず需給関係が大きく開れる恐れがあることから、協議という手続きを省略することとした。	都道府県計画の記載事項の一つである近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標(法第2条の3第2項第2号)について、酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領(以下、「要領」という。))に、「調整形態や飼料生産・畜産事業に係る様々な具体的な取組を経営類型ごとに特定した上で、それらの取組の結果実現し得るものとして収益性の向上を示すものとして設定することとされている。また、都道府県計画は要領によって記載事項が極めて細かく規定されている。また、経営類型については、要領に定める様式において、酪農経営は単一経営、肉用牛経営は肉用牛種繁殖経営、肉用牛(飼育一貫)経営に分類して記載が求められているが、これは理論的・理想的なモデルであり、生産数量や飼養頭数の策定には、野営栽培等との経営などモデルに当てはまらずに経営主体も考慮する必要がある。モデルごとの積み上げは現実的ではないと感じている。したがって、計画の根幹部分との関連性が薄い記載事項の廃止等の簡素化に努めるとともに、類似計画による代替を可とすることも含め、算定や記載方法を地方公共団体の数に任せる検討を是非お願いしたい。農林水産大臣への協議については協議事項を限定したところであるが、要領に定められている協議説明書では農業者数や耕種農業の生産状況等を記載する必要がある。したがって、協議項目以外の飼料生産に係る目標等の考え方を求めるなど、実質的には限定されていないと受け止めている。また、策定が任意とされている計画により供給の総量的な管理を行うと意図に無理があり、協議を必要とする理由とはならないと考える。	

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の進捗(検討)状況			
					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
	<p>【全国知事会】 農林水産分野において趣旨・目的・内容の重複が見られる計画については、統合案などの見直しを行うこと。</p>	<p>計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとする」とに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求め声が強まっている。</p> <p>計画策定は任意となっているにもかかわらず、策定に係る協議に「畜産物の総量的な管理」の性格を持たせるのは、実質的な義務付けとなっているのではないか。</p>	<p>都道府県計画の策定にあたっては、酪農及び肉用牛生産の健全な発達等を図り、牛乳、乳製品及び牛肉の安定的な供給に資することを目的としていることを踏まえ、これまで同様、国が定める基本方針の内容との調和を図る必要がある。一方、細かい記載内容については、地方における計画作成の負担感も考慮しながら、必須となる項目の精査を実施する。また必須項目を満たす場合は既存の他の計画を、法に基づき都道府県計画として扱っても可成りすることや、様式を簡素化し、かつ、参考様式と位置づけることを検討した上で、次期都道府県計画の策定に合わせて、酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領(以下「要領」という。))について必要な改正を行う。</p> <p>なお、各検討や要領改正は国が定める基本方針の内容を踏まえて行う必要があることから次期都道府県計画の策定に合わせて実施することとするが、地方への周知等の対応が発生することを考慮しながら進捗のないよう実施する。</p> <p>酪農及び肉用牛の生産については、酪農にあつては、搾乳が可能になるまでに約2年、肉用牛にあつては販売までに約2年半をそれぞれ要するものであり、将来的に全国の需給のバランスが崩れた場合には、生乳の廃棄や繁殖牛の売却、さらには離農などが生じるおそれもあり、食料の安定供給に必要なこれらの生産基盤の回復には年単位の期間や多大なコストを要することとなる。</p> <p>国としては、こうした事態を招かないよう、都道府県計画の記載事項のうち、「生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標」に限り、今後の需給見通しに沿ったものとなっているか協議を通じて確認してきたところであり、将来的な需給が崩れないようにするという観点からは、都道府県に作成が委ねられている計画であるとしても、計画を作成する都道府県に対しては、協議を通じて意見を述べることは引き続き必要と考えている。</p> <p>このため、都道府県計画の記載事項のうち、「生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標」については引き続き協議することとした。</p> <p>なお、令和2年7月の要領改正の際に協議説明書の様式は廃止しており、既に、既存資料の活用も含め各都道府県の任意様式による提出を可能としている。</p>	<p>5【農林水産省】 (6)酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭29法182) 都道府県及び市町村における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画(2条の3及び2条の4。以下この事項において「都道府県計画等」という。))については、次期の都道府県計画等の作成に向け、「酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領」(昭58農林水産省畜産局長。以下この事項において「要領」という。))を令和7年中に改正し、以下の措置を講ずる。 ・要領に定める都道府県計画等の様式を簡素化するとともに、簡素化した様式を参考様式として位置付け、地方公共団体が任意の様式で作成して差し支えないこととする。 ・都道府県計画等は地方公共団体における既存の他の計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化する。</p>	要領	令和7年中	次期の都道府県計画の作成に向けた作成要領改正の方針について検討。	次期の都道府県計画の作成に向けた作成要領改正の方針について引き続き検討を行う。
	<p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し積極的に検討していただきたい。</p>		<p>除伐は下刈りの終了後、育成しようとする立木の成長を阻害する樹木等を排除するための施策であるのに、間伐と並行する管理を目的として立木の材積の35%まで伐採を行うことができ、除伐に比べて伐採する本数・材積が多いなど、森林に及ぼす影響が大きく、適時・適切な伐採がなされていないか把握する重要性が高い。このため、間伐についても、主伐と同様に市町村森林整備計画で定める基準(伐採率等)に適合しているか市町村が確認する必要がある。また、間伐の届出を廃止すれば、主伐・間伐の判断のため現地確認を行う際の伐採箇所や時期の特定などに要する市町村の専任負担が増す上、間伐に関する伐採届不受理となることも懸念がある。</p> <p>一方、経下伐採については、いただいたご意見も参考に、令和4年内を目途に、自治体及び送配電事業者を対象に電力送配施設の保守に係る経下伐採の伐採届の実態を把握するための調査を行い、その結果を踏まえ、伐採届届出制度の運用見直しについて検討することとする。</p>	<p>5【農林水産省】 (5)森林法(昭26法249) (Ⅲ)森林所有者等が市町村の長に提出する伐採及び伐採後の造林の届出等(10条の8)については、電力送配施設の保守に係る経下伐採の届出等の実態を調査した上で、市町村の専任負担を軽減する方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	検討中	令和5年度中	令和4年末までに電力送配施設の保守に係る経下伐採の届出等の実態調査を実施し、その結果を踏まえて、電力送配施設の保守に係る経下伐採については、伐採及び伐採後の造林の届出の適用除外とする方向とし、今後、具体的な見直し内容を精査した上で、令和5年度中に必要な措置を講ずる。	電力送配施設の保守に係る経下伐採については、伐採及び伐採後の造林の届出の適用除外とする方向とし、今後、具体的な見直し内容を精査した上で、令和5年度中に必要な措置を講ずる。
	<p>【全国知事会】 酪農・肉用牛生産近代化計画の事前協議等の策定手続きに係る義務付けについては、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>	<p>計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとする」とに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求め声が強まっている。</p> <p>この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応していただきたい。「次期の都道府県計画の策定に合わせて」とあるが、地方への周知や措置後の対応に関して調整を要することも考えられるため、早期に実現していただきたい。</p> <p>計画策定は任意となっているにもかかわらず、策定に係る協議に「畜産物の総量的な管理」の性格を持たせるのは、実質的な義務付けとなっているのではないか。</p>	<p>都道府県計画の策定にあたっては、酪農及び肉用牛生産の健全な発達等を図り、牛乳、乳製品及び牛肉の安定的な供給に資することを目的としていることを踏まえ、これまで同様、国が定める基本方針の内容との調和を図る必要がある。一方、細かい記載内容については、地方における計画作成の負担感も考慮しながら、必須となる項目の精査を実施する。また必須項目を満たす場合は既存の他の計画を、法に基づき都道府県計画として扱っても可成りすることや、様式を簡素化し、かつ、参考様式と位置づけることを検討した上で、次期都道府県計画の策定に合わせて、酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領(以下「要領」という。))について必要な改正を行う。</p> <p>なお、各検討や要領改正は国が定める基本方針の内容を踏まえて行う必要があることから次期都道府県計画の策定に合わせて実施することとするが、地方への周知等の対応が発生することを考慮しながら進捗のないよう実施する。</p> <p>酪農及び肉用牛の生産については、酪農にあつては、搾乳が可能になるまでに約2年、肉用牛にあつては販売までに約2年半をそれぞれ要するものであり、将来的に全国の需給のバランスが崩れた場合には、生乳の廃棄や繁殖牛の売却、さらには離農などが生じるおそれもあり、食料の安定供給に必要なこれらの生産基盤の回復には年単位の期間や多大なコストを要することとなる。</p> <p>国としては、こうした事態を招かないよう、都道府県計画の記載事項のうち、「生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標」に限り、今後の需給見通しに沿ったものとなっているか協議を通じて確認してきたところであり、将来的な需給が崩れないようにするという観点からは、都道府県に作成が委ねられている計画であるとしても、計画を作成する都道府県に対しては、協議を通じて意見を述べることは引き続き必要と考えている。</p> <p>このため、都道府県計画の記載事項のうち、「生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標」については引き続き協議することとした。</p> <p>なお、令和2年7月の要領改正の際に協議説明書の様式は廃止しており、既に、既存資料の活用も含め各都道府県の任意様式による提出を可能としている。</p>	<p>5【農林水産省】 (6)酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭29法182) 都道府県及び市町村における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画(2条の3及び2条の4。以下この事項において「都道府県計画等」という。))については、次期の都道府県計画等の作成に向け、「酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領」(昭58農林水産省畜産局長。以下この事項において「要領」という。))を令和7年中に改正し、以下の措置を講ずる。 ・要領に定める都道府県計画等の様式を簡素化するとともに、簡素化した様式を参考様式として位置付け、地方公共団体が任意の様式で作成して差し支えないこととする。 ・都道府県計画等は地方公共団体における既存の他の計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化する。</p>	要領	令和7年中	次期の都道府県計画の作成に向けた作成要領改正の方針について検討。	次期の都道府県計画の作成に向けた作成要領改正の方針について引き続き検討を行う。